

昭和四十七年労働省令第三十五号

ゴンドラ安全規則
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、ゴンドラ安全規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 製造及び設置（第二条—第十条）
- 第三章 安全規則（第十一条—第二十条）
- 第四章 定期自主検査等（第二十一条—第二十一条）
- 第五章 性能検査（第二十四条—第二十七条の二）
- 第六章 変更、休止、廃止等（第二十八条—第三十六条）

附則 第一章 総則

（定義） この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ゴンドラ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号。以下「令」といいう。）第一条第十一号のゴンドラをいう。
- 二 積載荷重
- イ アームを有するゴンドラにあつてはアーモンを最小の傾斜角にした状態において、その構造上作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいい、アームを有しないゴンドラにあつてはその構造上作業床に人又は荷をのせて上昇させるこ
- ロ 下降のみに使用されるゴンドラにあつては、その構造上作業床に人又は荷をのせることができる最大の荷重をいう。
- 三 定格速度 ゴンドラの作業床に積載荷重に相当する荷重のものをのせて上昇させる場合の最高の速度をいう。
- 四 許容下降速度 ゴンドラの作業床に積載荷重に相当する荷重のものをのせて下降させる場合の許容される最高の速度をいう。

第二章 製造及び設置（製造許可）

ゴンドラを製造しようとする者は、その製造しようとするゴンドラについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」とい

う。）の許可を受けなければならない。ただし、既に許可を受けているゴンドラと型式が同一である場合は、当該ゴンドラに組立図及び強度計算書の添付を省略することが可能である。

ゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かんどうラ」という。）については、この限りでない。

所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かんどうラ明細書を添付して、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（製造検査を受ける場合の措置）

（検査設備等の変更報告）

（検査設備等の変更

| | |
|---|---|
| | 替申請書（様式第九号）にゴンドラ検査証を添えて、所轄労働基準監督署長を経由してゴンドラ検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、書替えを受けなければならない。（検査証の有効期間） |
| 2 | 前項の規定にかかるらず、製造検査又は使用検査を受けた後設置されていないゴンドラであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該ゴンドラの検査証の有効期間を製造検査又は使用検査の日から起算して二年を超えず、かつ、当該ゴンドラを設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。 |
| 3 | 事業者は、ゴンドラを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ゴンドラ設置届（様式第十号）にゴンドラ明細書（製造検査済又は使用検査済の印を押したもの）、ゴンドラ検査証及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 |
| 4 | ゴンドラの組立 |
| 5 | 据え付ける箇所の周囲の状況 |
| 6 | 固定方法 |

| | |
|--|-----------------|
| 第三章 使用及び就業 | （使用の制限） |
| 第十一條 事業者は、ゴンドラについて、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（ゴンドラの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。（特別の教育） | （ゴンドラについての規定） |
| 第十二条 事業者は、ゴンドラの操作の業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならぬ。 | （ゴンドラの操作のための教育） |
| 2 前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならぬ。 | （ゴンドラの操作のための知識） |
| 2 ゴンドラの操作のためには、必要な電気に関する知識 | （ゴンドラの操作及び点検） |
| 3 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前 | （ゴンドラの操作のための合図） |

| | |
|---|---|
| | 二项に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。（悪天候時の作業禁止） |
| 第十九条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、ゴンドラを使用する作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行なつてはならない。（過負荷の制限） | （悪天候時の作業禁止） |
| 第十三条 事業者は、ゴンドラにその積載荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。（操作位置からの離脱の禁止） | （操作位置からの離脱の禁止） |
| 第十四条 事業者は、ゴンドラの操作を行なう者を、当該ゴンドラが使用されている間は、操作位置から離れてはならない。（脚立等の使用禁止） | （脚立等の使用禁止） |
| 第十五条 事業者は、ゴンドラが使用されている間は、操作位置を離れてはならない。（操作の合図） | （操作の合図） |
| 第十六条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、ゴンドラの操作について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、ゴンドラを操作する者に単独で作業を行なうときは、この限りでない。（操作の合図） | （操作の合図） |
| 第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具等（要求性能墜落制止用器具等） | （要求性能墜落制止用器具等） |
| 第十八条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。（作業開始前の点検） | （作業開始前の点検） |
| 第十九条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。（作業開始前の点検） | （作業開始前の点検） |
| 第二十条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なう場所については、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。（定期自主検査） | （定期自主検査） |
| 第二十一条 事業者は、ゴンドラについて、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないゴンドラの当該使用者に合図を行なわせなければならない。ただし、ゴンドラを操作する者に単独で作業を行なうときは、同項の合図を行なわなければならない。（定期自主検査） | （定期自主検査） |
| 第二十二条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。（定期自主検査） | （定期自主検査） |
| 第二十三条 事業者は、前項ただし書のゴンドラについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。（定期自主検査） | （定期自主検査） |
| 第二十四条 ゴンドラに係る性能検査は、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。（性能検査） | （性能検査） |
| 第二十五条 ゴンドラに係る性能検査（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二、第二項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。）を受けようとする者は、ゴンドラ性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。（性能検査） | （性能検査） |
| 第二十六条 第五条の規定は、前条のゴンドラに係る性能検査について準用する。この場合において、第五条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。（性能検査を受ける場合の措置） | （性能検査） |
| 第二十七条 登録性能検査機関（法第四十一条第二項に規定する登録性能検査機関をいう。）は、ゴンドラに係る性能検査に合格したゴンドラについて、ゴンドラ検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満の期間を定めて有効期間を更新することができる。（登録性能検査機関） | （登録性能検査機関） |
| 第二十八条 事業者は、ゴンドラに係る性能検査の業務を行なう場合における規定の適用（労働基準監督署長が性能検査の業務を行なう場合における規定の適用） | （労働基準監督署長が性能検査の業務を行なう場合における規定の適用） |
| 第二十九条 法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がゴンドラに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは、「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。（登録性能検査機関） | （登録性能検査機関） |

| | |
|--|--------|
| 第六章 変更、休止、廃止等 | （変更届） |
| 第十六条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なつている箇所の下方には関係労働者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。（立入禁止） | （立入禁止） |
| 第十七条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なつていて、ゴンドラの使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。（立入禁止） | （立入禁止） |
| 第十八条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なつていて、前項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項について点検を行なわなければならない。（立入禁止） | （立入禁止） |
| 第十九条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なつていて、前項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項について点検を行なわなければならない。（立入禁止） | （立入禁止） |

為」という。又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。）

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際に改正前のそれぞれの省令の規定によりされ、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により國又は地方公共団体の機関又は職員に對して報告、届出、提出その他の手続を行わなければならぬ事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについて、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関又は職員に對して報告、届出、提出を行わなければならぬ事項についてその手續がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

（様式に関する経過措置）

定をした上、使用することができる。

による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改

正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施

（施行期日）
附 則（平成一二年三月三〇日労働省令
第一号）抄

（経過措置）
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年三月三一日労働省令
第一八号）
(施行期日)
(経過措置)

（この省令は、平成十二年四月一日から施行する。）

（この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により都道府県労働基準局長が設置しない期間の保管状況が良好であると認めたボイラ、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の規定により都道府県労働局長が設置しない期間の保管状況が良好であると認めたものとみなす。）

附 則（平成一二年一〇月三一日労働省令第四号）抄
(施行期日)

（この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。）

附 則（平成一五年一二月一九日厚生労働省令第一七五号）抄
(施行期日)
令第一号抄
(施行期日)

（この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。）

附 則（平成一八年一月五日厚生労働省令第一号）抄
(施行期日)

（この省令は、平成十八年四月一日から施行する。）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年一一月一八日厚生労働省令第一三一号）抄
(施行期日)

（この省令は、労働安全衛生法の一部を改

行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年六月一九日厚生労働省令第七五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。
（経過措置）

2 次に掲げる省令の規定の適用については、平成三十一年八月一日前に製造された安全帯（要求性能墜落制止用器具（第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第一百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）又は同日において現に製造している安全帯（要求性能墜落制止用器具に該当するものを除く。）は、平成三十四年一月一日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなす。

一から三まで 略

四 第四条の規定による改正後のゴンドラ安全規則第十七条

附 則（令和二年四月二〇日厚生労働省令第八七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

| | | | | |
|--------------|-------------|-------------|------|-------|
| 様式第2号(第4条関係) | | ゴンドラ製造検査申請書 | | |
| 種類及び型式 | | | | 積載荷重 |
| 製造許可年月日及び番号 | | 年月日 | | 第号() |
| 受検場所 | | 電話() | | |
| 受検希望日 | | 年月日 | 参考事項 | |
| 年月日 | | | | |
| 収入印紙 | 申請者住所 氏名 | | | |

都道府県労働省長表

(備考)

- 「製造許可年月日及び登録」の欄の()内には、既に製造許可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラについて、その旨を記入すること。
- 「申請事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- ②印の欄は、申請書に記入する場合は、記入しないこと。

様式第3号
(第4条関係)

f00002069Y00000003

様式第3号(第4条関係)

| ゴンドラ明細書 | | 横載荷重 | | t |
|-------------|-------------|------------|------|------|
| 機種及び型式 | | 定格速度 | | |
| ワーム最大長さ | mm | 許容下降速度 | | mm/s |
| ワーム傾斜角の範囲 | 度 | 構成直角放 | | mm/s |
| の使用範囲 | 度 | ドラム | 用達直径 | mm |
| 回転度 | 度 | 上上げ用 | mm | mm |
| アクトリガ有無 | 無 | 下伏用 | mm | mm |
| 送台車及び走行装置 | ヤロ | 伸縮用 | mm | mm |
| 機種 | リ | 旋回用 | mm | mm |
| 定格出力 | kW | 旋回用 | mm | mm |
| 機種用途 | ノ | シップ | | |
| 安全装置の種類及び性能 | ブレーキの種類及び性能 | 半葉片の構造及び重量 | | |
| 製造者名 | | 運搬装置 | | |
| 製造者の所在地 | | 検査用 | | |
| 製造年月日 | 年 月 日 | 検査員 | 氏名 | 印 |
| 機種号 | | 70mm | | |

備考

1. 法印を付してある欄は、記入しないこと。
2. 「備考」の欄は、特殊な材料を使用すること、つりチェーンを使用することその他の参考となる事項を記入すること。

様式第4号
(第4条、第6条関係)

f00002069Y00000004

様式第4号(第4条、第6条関係)

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
| 局 | 名 | 番 | | 号 |
|---|---|---|--|---|

備考

1. 局名は、都道府県の西字(1字)とする。ただし、次の各県については、それぞれに掲げる文字とする。福井県は福井、山梨県は山梨、山口県は山口、愛媛県は愛媛、福岡県は福岡、長崎県は長崎、大分県は大分、宮崎県は宮崎
2. 番号は、製造検査又は使用検査の番号とすること。
3. 文字及び数字の大きさは、縦9mm、横7mmとし、文字及び数字の太さは、0.5mmとすること。

様式第5号
(第4条関係)

f00002069Y00000005

様式第5号(第4条関係)



備考 中央の空白部には、製造検査の刻印番号を記入すること。

様式第6号
(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

| ゴンドラ使用検査申請書 | | 積載荷重 | | t |
|-------------|-------|------|-----|---|
| 機種及び型式 | | 申請者 | 氏名 | |
| ゴンドラの経歴の概要 | | 申請者 | 住所 | |
| 受検地 | | 電話 | () | |
| 受検希望日 | 年 月 日 | 参考事項 | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 取扱印紙 | | | | |

都道府県労働局長印

備考

1. 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
2. 取扱印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第11号(第25条関係)

| ゴンドラ性能検査申請書 | | 積載荷重 | t |
|-------------|-------|--------------|------------|
| 種類及び型式 | 検査証番号 | 検査証の有効期間 | 年月日から年月日まで |
| 設置場所 | | | |
| 受検希望日 | 年月日 | | |
| 参考事項 | | | |
| 年月日 | | | |
| 印紙 | | 申請者 住所 氏名 | |

労働基準監督署長級

- 備考
- 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
 - 設置地と受検地とが異なる場合には、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
 - 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
 - 印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第12号(第28条関係)

| ゴンドラ変更届 | | |
|------------------|----------|---|
| 事業の名称 | | |
| 事業場の所在地 | 電話 () | |
| 設置場所 | 検査証番号 第号 | |
| 種類及び型式 | 積載荷重 | t |
| 変更する部分 | | |
| 変更の理由 | | |
| 変更工事を行う者の名称及び所在地 | 電話 () | |
| 年月日 | | |
| 事業者 職名 | | |

労働基準監督署長級

様式第13号(第29条関係)

| ゴンドラ変更検査申請書 | | 積載荷重 | t |
|-------------|----------|--------------|----------|
| 種類及び型式 | 検査証番号 第号 | | |
| 変更届提出年月日 | 年月日 | | 検査証番号 第号 |
| 受検場所 | | | |
| 受検希望日 | 年月日 | | 参考事項 |
| 年月日 | | | |
| 印紙 | | 申請者 住所 氏名 | |

労働基準監督署長級

- 備考
- 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
 - 印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第14号(第33条関係)

| ゴンドラ使用再開検査申請書 | | 積載荷重 | t |
|---------------|------------|--------------|------------|
| 種類及び型式 | 検査証番号 第号 | 検査証の有効期間 | 年月日から年月日まで |
| 設置場所 | | | |
| 受検希望日 | 年月日 | | |
| 休止していた期間 | 年月日から年月日まで | | |
| 参考事項 | | | |
| 年月日 | | | |
| 印紙 | | 申請者 住所 氏名 | |

労働基準監督署長級

- 備考
- 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
 - 設置地と受検地が異なる場合には、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
 - 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
 - 印紙は、申請者において消印しないこと。